

平成28年度

防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等

導入推進事業に係るQ&A集

平成28年11月

一般社団法人環境技術普及促進協会

目 次

【1. 全般について】

- 問1 本事業はどのような体制で執行されるか
- 問2 どのような者が支援を受けられるか
- 問3 本事業の申請者である「地方公共団体及びその他の法人」とは何を指すか
- 問4 「自立分散型のエネルギーシステム」とは何を指すか
- 問5 「防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等」とは何を指すか
- 問6 現在、地域防災計画等に位置づけられていないが、今後位置づけを予定している施設は補助対象か
- 問7 地域防災計画等への位置づけがなされなかった場合、補助金の返還等の措置はあり得るか
- 問8 他の補助金等との併用は可能か
- 問9 地方自治体における環境、防災に関する各種計画との関係について
- 問10 現在、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定していない場合、いつまでに策定等すればよいか
- 問11 公募申請時に約した期間までに、実行計画が策定されなかった場合、補助金の返還等の措置はあり得るか
- 問12 見積金額の算出と費用対効果について
- 問13 二酸化炭素削減量の算出について
- 問14 補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いについて
- 問15 事業成果等の公表について

【2. 応募について】

- 問16 全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、一つにまとめて出した方がよいか、別々に出した方がよいか
- 問17 公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画を見直す等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は公募申請時のものから変更しても構わないか
- 問18 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されているが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのか
- 問19 公募要領において事業期間は当年度限りとなっているが、年度繰越は可能か
- 問20 公募の要件（設備要件、補助対象範囲、プロジェクト概要書等）が満たされれば、必ず補助金が受けられるか
- 問21 地方公共団体以外の補助事業者における決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていればよいか

【3. 売電・系統連系について】

問 22 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）について

問 23 余剰電力を売電する場合について

問 24 電力会社による系統連系の制約について

【4. 契約について】

問 25 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められるか

問 26 採択通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めてよいか

問 27 交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か

問 28 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で一般の競争に付すことは可能か

問 29 設備をリースにより導入することは可能か

問 30 地方公共団体が設備をリースにより導入する場合、推薦書は必要か

問 31 E S C O事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能か

問 32 地方公共団体において複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達の両方が混在している場合、補助率はどうか。申請を分ける必要があるか

問 33 設備をリース導入することを予定しているが、応募時点でリース先がまだ決まっています。応募申請は可能か

【5. 補助対象等について】

問 34 地方公共団体の職員の人件費は補助対象か

問 35 ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵・供給のための設備については補助対象か

問 36 未利用エネルギーの活用とは何を想定しているか

問 37 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象か

問 38 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができるか

問 39 補助金額や申請する施設数に上限・下限はあるか

問 40 既に事業者がある程度実施している事業を増強する形で本補助事業を活用したいが、本補助事業の対象になるか

問 41 付帯設備の補助対象範囲について

問 42 技術開発や実証試験は補助事業の対象か

問 43 公共施設の所有者について

問 44 施設の耐震性について

- 問 45 設備の導入に係る耐震対策について
- 問 46 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができるか
- 問 47 蓄電池単独での導入について
- 問 48 蓄電池の更新について
- 問 49 発電量を計るための計測器等の購入については補助対象か
- 問 50 可搬式蓄電池について
- 問 51 再生可能エネルギーを熱源として利用する機器について
- 問 52 燃料電池について
- 問 53 省エネルギー設備は補助対象か
- 問 54 高効率照明機器の対象設備と留意点について
- 問 55 太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯は補助対象か
- 問 56 既存設備の撤去に係る工事費は対象か
- 問 57 低木の打払いや簡易な地ならしは補助対象か
- 問 58 盛土、土壌改良工事は補助対象か
- 問 59 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲について
- 問 60 通常時（災害時以外）に、発電（稼働）しないものは補助対象か
- 問 61 高効率照明機器について、調光機能は補助対象か
- 問 62 逆潮流防止装置は補助対象か
- 問 63 売電に必要な経費は補助対象か
- 問 64 中古設備（再利用蓄電池等）は補助対象か
- 問 65 「省エネルギー設備」の中で、その他協会が認めるものとは、何を想定しているか
- 問 66 「上記に付帯する設備」の中で、その他協会が認めるものとは、何を想定しているか
- 問 67 財政力指数が0.8以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されるのか
- 問 68 財政力指数が年度途中で変更になった場合、交付決定時、実績報告時のどちらを採用するのか
- 問 69 事務費や本工事の一般管理費は①発電設備と②省エネ機器の費用のどちらに計上するのか

【6. その他】

- 問 70 補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性について
- 問 71 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるか
- 問 72 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何か
- 問 73 補助事業における利益等排除とは何か

【1. 全般について】

問1 本事業はどのような体制で執行されるか

- 当該事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。本事業の執行団体は、一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）です。

問2 どのような者が支援を受けられるか

- 支援対象は地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等を所有する地方公共団体及びその他の法人となります。

問3 本事業の申請者である「地方公共団体及びその他の法人」とは何を指すか

- 本補助金の交付を申請できる「地方公共団体」は、都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合とします。
- 「その他の法人」とは地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等を所有する民間企業も含まれます。

問4 「自立分散型のエネルギーシステム」とは何を指すか

- 本事業で目的とする「自立分散型のエネルギーシステム」とは、避難所や防災拠点等に必要な電力を賄うだけの発電設備（分散型電源）・熱利用設備を設置することにより、商用電力系統（火力、原子力及び水力発電所などの大規模発電所で造られ、送電線を使って供給される電力）やガスインフラ等と効率的に組み合わせることでエネルギーを有効利用するのみならず、災害時など商用電力系統・ガスインフラ等が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのことを指します。

問5 「防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等」とは何を指すか

- 地震や台風等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において避難指示、救護、救援等の災害応急活動の拠点となる施設等（防災拠点）、地域住民の生活等に不可欠な機能を有する施設等及び避難所・収容施設等のことを指します。

問6 現在、地域防災計画等に位置づけられていないが、今後位置づけを予定している施設は補助対象か

- 申請時点で地域防災計画等に位置づけられていない場合、申請時に地域防災計画等への位置づけ予定について記述いただくことで補助対象とします。

問7 地域防災計画等への位置づけがなされなかった場合、補助金の返還等の措置はあり得

るか

- 地域防災計画等に位置づけがなされなかった事業については、補助金の返還等も視野に入れて、地方公共団体に対しその理由を聴取いたします。

問 8 他の補助金等との併用は可能か

- 本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適化法」という。）第 2 条第 1 項に掲げる補助金等及び第 4 項に掲げる間接補助金等）を、同一の設備に対し併用することはできません。

なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。従って、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対象経費から除算となります。

問 9 地方自治体における環境、防災に関する各種計画との関係について

- 実施計画書等は、地方自治体における地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく計画）をはじめとする各種の環境に関する計画、及び地域防災計画（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条または第 42 条に基づく計画）等の各種の防災に関する計画と連動して作成してください。

問 10 現在、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定していない場合、いつまでに策定等すればよいか

- 申請時点で実行計画を策定していない場合、申請時に実行計画の策定予定について記述いただきます。なお、実行計画の策定期限については、交付決定後、概ね 3 年以内を目途としています。

事務事業編の策定に当たっては、次のサイトを参照してください。

（参照先）「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」（平成 26 年 3 月 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課）

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/data/tebiki.pdf

問 11 公募申請時に約した期間までに、実行計画が策定されなかった場合、補助金の返還等の措置はあり得るか

- 交付決定後、概ね 3 年以内に実行計画が策定されなかった事業については、補助金の返還等も視野に入れて、地方公共団体に対しその理由を聴取いたします。

問 12 見積金額の算出と費用対効果について

- 事業計画の作成に当たっては、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより見積金額を算出し、費用対効果を精査してください。
 - ①導入時に販売されている設備等の市場価格の推移を適宜把握し、発電量又は熱供給量当たりの価格の妥当性やエネルギー消費量を精査する。
 - ②設備等の性能や稼働実績を精査する。
 - ③災害時の必要性のみならず、平常時の施設・設備の稼働日数やエネルギー使用量の実績・見込みから事業計画の妥当性を精査する。

問 13 二酸化炭素削減量の算出について

- 二酸化炭素の削減量計画値は、環境省地球環境局から発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成 24 年 7 月）」に基づき算出してください。
掲載 URL：
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/santei_gb/guidebook_h27.pdf
- 二酸化炭素の削減量計画値が達成されていることを確認できるよう、随時削減効果を把握してください。
- 導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO₂削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」に基づいて、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください（設備毎に1ファイル）。

問 14 補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いについて

- 補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するよう措置をとる必要があります。
- なお、補助事業の目的が達成されないと判断される場合には、事業完了後においても、補助金返還などの対応を求めることがありますのでご注意ください。

問 15 事業成果等の公表について

- 本事業で実施した事業の成果等については、ホームページ等で公表することがあるため、直接補助事業者には位置づけられる協会や環境省から求めのあった場合にはデータの提出等に協力してください。

【2. 応募について】

問 16 全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、一つにまとめて出した方がよいか、別々に出した方がよいか

- 複数施設の所有者たる申請者が同一の場合、まとめて申請してください。ただし、その

場合、様式1の表紙、別紙3（地方公共団体推薦書）、別紙4（プロジェクト概要書）は同一でよいが、別紙1（実施計画書）、別紙2（経費内訳）及びそれらの添付資料等は施設（防災拠点・避難施設単位）毎に書類を作成の上、提出してください。

問 17 公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画を見直す等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は公募申請時のものから変更しても構わないか

- 原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、事業能率に関係がない事業計画の細部の変更に関限り認められます。詳細については、個別に協会へご相談ください。

問 18 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されているが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのか

- 「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規定の別表第2の第1欄に示す、各配分額のいずれか低い額の15%以内の変更であり、かつCO₂の排出削減効果に著しい影

響を及ぼす恐れのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、協会へご相談ください。

問 19 公募要領において事業期間は当年度限りとなっているが、年度繰越は可能か

- 補助事業期間は原則として平成28年度内とします。なお、本予算は、[財政法（昭和22年法律第34号）第14条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承認を得る必要があります。今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。](#)

問 20 公募の要件（設備要件、補助対象範囲、プロジェクト概要書等）が満たされれば、必ず補助金が受けられるか

- 公募の要件が満たされれば、必ず補助金が受けられるとは限りません。実施計画書等の記載内容が当補助金の趣旨に沿い、CO₂排出削減に係る費用対効果等について、外部有識者等で構成される審査委員会の審査・評価を行った上で、予算の範囲内で採択を行います。

問 21 地方公共団体以外の補助事業者における決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのような条件をクリアしていればよいか

- 決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる財政的基礎を有していること、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを、実施計画書における「資金計画」欄の記載と併せて確認するためにご提出いただくものです。複数年にわたって赤字決算が続いているなど、補助事業実施に当たっての資金繰りに懸念があると考えられる場合、公認会計士の審査を得た経営改善計画等を追加でご提出いただくことが考えられます。

【3. 売電・系統連携について】

問 22 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）について

- 本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を適用することは認められません。

問 23 余剰電力を売電する場合について

- 本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備の発電能力は、災害時の施設利用のための必要最小限の能力としていることから、本事業で発電される電力は専ら自家消費されることとなります。しかしながら、行政機関の休日等は一定程度の余剰電力が発生することが見込まれ、これらの余剰電力については、電力会社の系統へ連携する（逆潮流する）ことが可能です。
- ただし、FIT を適用して売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。
- また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充ててください。なお、グリーンニューディール基金事業で要請していた管理基金による収益管理は必須としませんが、毎月毎の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

問 24 電力会社による系統連系の制約について

- 一部地域では商用電力系統への逆潮流が発生する発電設備の設置等が電力会社により制限されているため、必ず当該地域の情報を把握して、事業執行に支障の無いようにしてください。

【4. 契約について】

問 25 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められるか

- 業者の選定までは認められます。その場合でも、契約締結は交付決定日以降に行っていく必要があります。その場合、業者を選定した過程が分かる書類一式を添付してく

ださい。

問 26 採択通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めてよいか。

- 協会から交付決定を受けた補助事業者は、当該交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。執行団体における公募開始以降、交付決定前までの期間に発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、発注・契約締結日が交付決定日以前の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

問 27 交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か

- 一般競争入札（最低価格落札方式又は総合評価落札方式）を原則としますが、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争入札、公募型プロポーザル又は公募型コンペ等を行うことができます。

問 28 事業遂行上、補助対象外経費（撤去費等）を含んだ形で一般の競争に付すことは可能か

- 補助対象外経費（撤去費等）を含んだ一般競争入札等を行うことについて、合理的な理由がある場合は、実施して差し支えありません。ただし、補助対象と対象外の事業費を明確に分ける必要がありますので、協会に対し、分割の基準について事前に示し、確認を得てください。

問 29 設備をリースにより導入することは可能か

- リースによる設備導入については、次の要件を充足する場合、補助対象となります。
 - ・リース先とリース事業者との共同申請とすること（代表申請者は設備の所有者、すなわちリース事業者とすること）。
 - ・リース料から補助金相当分を減額することを約すること（契約書案等添付。減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。）。
 - ・リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限ること（契約書案を添付）。

なお、設備の所有者がリース事業者であるため、この場合の補助率としては、共同申請者の属性等にかかわらず、民間事業者向けの 2/3 又は 1/2 を適用します。また、この場合、補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、一義的には当該

設備の所有者であるリース事業者にあります。

問 30 地方公共団体が設備をリースにより導入する場合、推薦書は必要か

- 設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等所有権がリース事業者にあることからリース事業者が代表申請者となり、地方公共団体を共同実施者とした共同申請となります。この場合は、地方公共団体が作成する推薦書の提出が必要となります。

問 31 E S C O事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能か

- E S C Oによる設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用するE S C O事業の契約方式により対応が異なります。

① ギャランディード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入（購入）費用のみであり、E S C O事業者へのサービス料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

E S C O事業者（リース事業者）が設備を調達してリースする方式であり、「問 29」のリース事業者を含む申請と同様、次の要件を充足する場合申請可能となります。

- ・ E S C O事業者を代表申請者として申請すること。
- ・ 補助金相当分をE S C O費用から確実に減額することを約すること（契約書案等添付）。
- ・ リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限る（契約書案等添付。減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。）。なおこの場合には、共同申請者の属性等にかかわらず、補助率として民間事業者向けの 2/3 又は 1/2 を適用する。

なお、この場合、補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、一義的には当該設備の所有者であるリース事業者にあります。

問 32 地方公共団体において複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達の両方が混在している場合、補助率はどうなるか。申請を分ける必要があるか

- 所有者が異なる場合、それぞれ別々に申請を行っていただく必要があります。それぞれの申請について、申請者の属性に応じた補助率が適用されます。

**問 33 設備をリース導入することを予定しているが、応募時点でリース先がまだ決ま
ていません。応募申請は可能か**

- リース先とリース事業者との共同申請を前提としているため、リース事業者が決ま
っていない場合は、応募申請は認められません。

【5. 補助対象等について】

問 34 地方公共団体の職員の人件費は補助対象か

- 地方公共団体の常勤職員の人件費及び共済費は対象外です。ただし、本補助事業を実施
するために必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については、その雇用に必然性
がある前提で「賃金」として計上可能です。

なお、本補助事業に従事した時間のみ、賃金の対象となることから、業務日誌等によ
り本補助事業に従事した時間を適切に管理しなければなりません。

**問 35 ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵・供給のための設備につ
いては補助対象か**

- エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼
働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、付帯設備として補助対象と
なり得ます（ただし、ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備や貯蔵・供給設備（熱導
管等）の単独設備の申請の場合は、直接の CO₂ 排出削減効果はないため、補助対象とは
なりません）。

なお、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該設備の
規模等が妥当であることについて、実施計画書において詳述していただく必要がありま
す。また、これにより導入された燃料製造設備から製造された燃料や燃料貯蔵・供給設備
で貯蔵・供給される燃料は、当該補助対象設備においてのみ使用することとしています。

問 36 未利用エネルギーの活用とは何を想定してるか

- 未利用熱エネルギーとは、工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差
がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これ
まで利用されてこなかったエネルギーの総称をいい、以下のとおり「①排熱」と「②温
度差エネルギー」に大別されます。

排熱：工場排熱（高温ガス、温水、LNG排熱）、ゴミ焼却排熱（温水）、変電所排熱（温
水）、地下鉄や地下街の冷暖房排熱（空気）等

温度差エネルギー：河川水や海水の熱、雪氷（冷凍機を用いた人工的なものを除く）の
熱、生活排水や中・下水の熱、地中熱、温泉の熱等

本事業においては、廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外となります。

問 37 設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象か

- 建物については、一般的に設備としては認められず、補助対象外です。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分についても、補助対象外となります。

問 38 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができるか

- 工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

問 39 補助金額や申請する施設数に上限・下限はあるか

- あらかじめ補助金額や申請する施設数に上限・下限を設けていませんが、協会が採択内示を行う際、工事内容や積算内容等を勘案し、基準額（補助対象経費の限度額）を示すことがあります。

問 40 既に事業者がある程度実施している事業を増強する形で本補助事業を活用したいが、本補助事業の対象になるか

- 事業の実施量が適切であることを示した上で、今後の施策展開等について詳述し、すでに実施されている事業に対し、さらに支援をする必要性が妥当な場合は、対象となり得ます。例えば、既に導入されている再生可能エネルギー等による発電量が災害時に必要な電力量に満たない場合は、必要な規模の導入を認めます。なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO₂ 排出削減効果においては、補助事業と既実施事業との計測上も含めた切り分けが必要です。

問 41 付帯設備の補助対象範囲について

- 付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備、及び補助対象設備の導入に伴い追加で必須となる設備であって、必要最小限度のものに限ります。

問 42 技術開発や実証試験は補助事業の対象か

- 本事業は、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギーや省エネルギー等の導入を推進することを想定しているため、技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証試験は対象外とします。

問 43 公共施設等の所有者について

- 地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している公共施設等を所有する場合は、申請は所有者である地方公共団体が行うことになります。
- その他の法人が、対象施設を所有する場合は、当該法人が申請してください。

問 44 施設の耐震性について

- 本補助金の設備導入の対象とする施設は、耐震性を有する他、防災拠点等としての安全性を導入の際に既に確保できている施設でなければなりません。例えば耐震性については、消防庁において実施している「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」において、
 - ①昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - ②昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - ③耐震改修整備を実施した建築物とされているので参考にしてください。
なお、設備の導入後も耐震性が確保されている必要があります。

問 45 設備の導入に係る耐震対策について

- 本事業により導入する設備については、地震の際に機能維持を確保するための対策を講じる必要があります。特に、蓄電池は地震時に移動又は転倒して破損する恐れがあることから、適切な工事が施されているか留意する必要があります。
- 設備の設置は「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）等に基づき実施してください。

問 46 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができるか

- 自家発電機を備え付けた施設であっても、本事業の対象外とはしていません。

問 47 蓄電池単独での導入について

- すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することは、本事業の対象外とします。

問 48 蓄電池の更新について

- 蓄電池の寿命は再生可能エネルギー設備等の寿命よりも短いことが多く、機能の劣化により災害時に自立分散型のエネルギーシステムとして機能できなくなった際には、蓄電池の修理やリプレースなどを行い、災害時に役立つ自立分散型のエネルギーシステムが維持されるように努めてください。

問 49 発電量を計るための計測器等の購入については補助対象か

- 計測器が発電設備や省エネ設備等、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備の効率的な運用に必要な場合は、補助対象経費となり得ます。

問 50 可搬式蓄電池について

- 本事業では、施設等に附属しない可搬式蓄電池は補助対象外とします。ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、固定設置に関しては、災害時に転倒・破損しないように必要な固定措置が必要です。

問 51 再生可能エネルギーを熱源として利用する機器について

- バイオマス発電等の再生可能エネルギー発電・熱利用機器は事業の補助対象としていますが、災害時の系統遮断時等であっても自立型エネルギーシステムとして稼働できることが求められます。従いまして、スタートアップや運転時に電力等を要する場合には、その電源等を確保しておくことが必要ですので、申請の際にはご注意ください。
- また、応募申請の際には、災害時に利用される空間の延べ床面積や災害時に必要な給湯量等の観点から、熱需要の把握・精査をした上で導入量を検討し、応募申請してください。

問 52 燃料電池について

- 燃料電池については、補助対象外とします。

問 53 省エネルギー設備は補助対象か

- 高効率照明機器、高効率空調機器は補助対象です。ただし、従来の機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する機器に限ります。
- これまでのグリーンニューディール基金事業で 10/10 の補助対象としていた屋内高所照明の区分は、本事業では高効率照明機器の区分（2/3 又は 1/2 補助）に該当することにご注意ください。
- 省エネルギー設備は、再生可能エネルギー発電設備等と同時導入に限り、補助対象とします。

問 54 高効率照明機器の対象設備と留意点について

- 高効率照明機器は、本事業で再生可能エネルギー発電設備等を導入し、その発電設備及び蓄電池から電力の供給を受けて稼働する場合に限り、その防災拠点等公共施設の屋内及び屋外（玄関灯等）に設置するものを補助対象とします（補助率は 2/3 又は 1/2 を上

限とする)。

- 補助対象とする高効率照明機器は、従来の照明機器（水銀灯・白熱灯等）に対して省エネ効果が得られるものであり、グリーン購入法「環境物品等の調達に関する基本方針」12-1「照明器具」(1)品目及び判断の基準等「LED照明器具」【判断の基準】を満たすLED灯とします。また、同「LED照明器具」【配慮事項】への配慮も行うこと。なお、冷陰極灯、無電極灯等LED灯以外の高効率照明機器の場合は、同等の基準を満たすものを補助対象とします。

問55 太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯は補助対象か

- 補助対象とします。なお、導入範囲は補助対象施設の敷地内かつ屋外とします。
- 設置範囲・規模については協会が適当と認める範囲としますので、応募に際しては、必要性を確認・判断できる図面・根拠資料を必ず添付してください。

問56 既存設備の撤去に係る工事費は対象か

- 既存設備の撤去にかかる工事費は補助対象外とします。設備更新の場合、撤去に係る工事費と設備導入に係る工事費とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

問57 低木の打払いや簡易な地ならしは補助対象か

- 低木の打払いや簡易な地ならしは整地に係る費用として補助対象外とします。また、敷砂利やコンクリートをしきつめることも、補助対象外とします。

問58 盛土、土壌改良工事は補助対象か

- 盛土、土壌改良工事は補助対象外とします。

問59 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲について

- 蓄電池は屋内に設置することを原則としていますが、屋外に設置することを検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」を充足し、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、補助対象経費の算出等を行い、検討してください。

①屋外に設置することの許容要件

- ・ 屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき正当な事情や理由がある。
- ・ 当該施設の屋内設置ができない相応の理由がある。（設置場所が確保できない等）
- ・ 屋内設置の場合の費用に比べ、屋外設置の場合の費用がより安価もしくは同等程度である。

②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付帯設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合（蓄電できない、災害時の安定供給が確保できない等）には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とする。

（例）・降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可（必要最小限を超えるため）。

- ・耐震の転倒対策等の災害時に機能を維持できるような措置（アンカー基礎等）は必須とする（災害時に機能を維持できるようにする必要があるため）。
- ・設置場所そのものの耐震工事は不可（強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため）。

問 60 通常時（災害時以外）に、発電（稼働）しないものは補助対象か

- 災害時にのみ発電・稼働するものについては、補助対象外とします。

問 61 高効率照明機器について、調光機能は補助対象か

- 調光機能は補助対象とします。

問 62 逆潮流防止装置は補助対象か

- 電力会社により逆潮流防止装置の設置が系統連携に必要と認められる場合は補助対象とします。

問 63 売電に必要な経費は補助対象か

- 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、電力会社への工事負担金等）は補助対象外とします。

問 64 中古設備（再利用蓄電池等）は補助対象か

- 中古設備（再利用蓄電池等）は補助対象外です。導入する設備には必ず未使用の新品を選んでください。

問 65 「省エネルギー設備」の中で、その他協会が認めるものとは、何を想定しているか

- 例えば、省エネに資する BEMS は補助対象となり得ます。

問 66 「上記に付帯する設備」の中で、その他協会が認めるものとは、何を想定しているか

- 例えば、熱交換器は補助対象となり得ます。

問 67 財政力指数が 0.8 以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されるのか

- 総務省にて公表されている最新の「全市町村の主要財政指標」に基づく財政力指数を適用します。

問 68 財政力指数が年度途中で変更になった場合、交付決定時、実績報告時のどちらを採用するのか

- 交付決定時のものを採用します。

問 69 事務費や本工事の一般管理費等は①発電設備と②省エネ機器の費用のどちらに計上するのか

- 事務費や本工事費等は、発電設備設置費用と省エネ機器設置費用に分けてください。

【6. その他】

問 70 補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性について

- 地方公共団体と非営利法人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝(A－B) × (C/D) － E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

注 1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0 となる場合をいう。

注 2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

問 71 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるか

- やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、交付規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、それが判明した時点で速やかに協会にご相談ください。

問 72 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何か

- 補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産については処分制限等があります（詳細は、交付規程第8条第13号財産の処分の制限を参照ください）。
- これらの規程に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

問 73 補助事業における利益等排除とは何か

- 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。
- ※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

以上